

# 事業者の皆さんへ

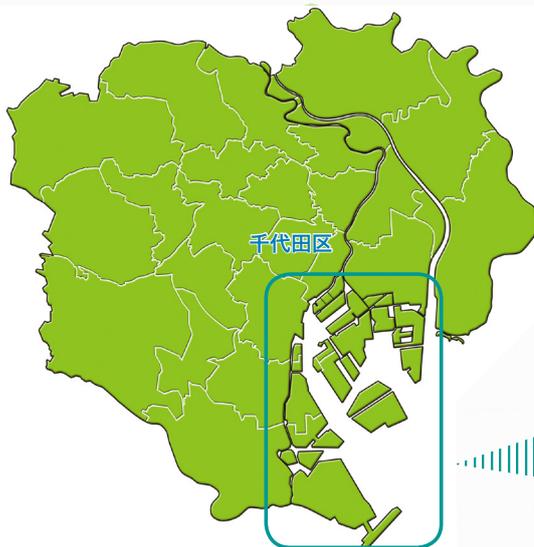
資源循環型都市千代田の構築に向けて

ご存知ですか？

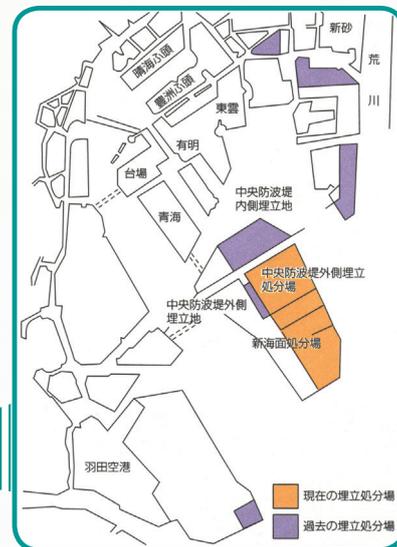


- ① 千代田区から排出される可燃ごみの約9割が事業系ごみで、その処理経費の一部を区が負担しています。

- ② 清掃工場で焼却された可燃ごみの灰は、東京湾の最終処分場に埋め立てられています。この処分場は、都内で確保できる最後の場所で、約50年でいっぱいになるといわれています。



東京 23 区



最終処分場

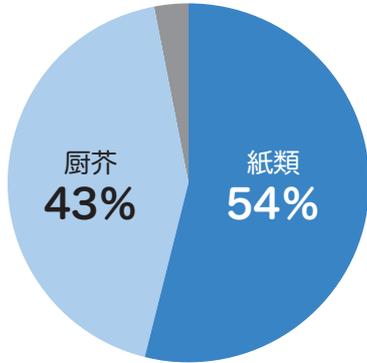


## 千代田区のごみの現状



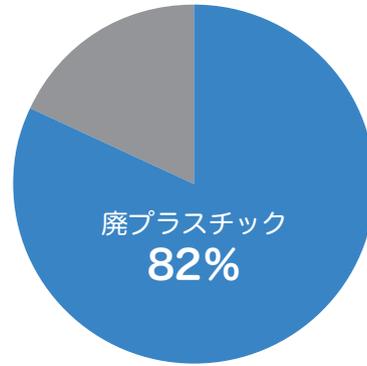
### 再利用計画書から見る事業系ごみの現状

①焼却処分される事業系ごみの内訳



焼却処分される事業系ごみの約9割を、「紙類」と「厨芥」が占めています。

②廃プラスチックの再生利用率



リサイクルされていないプラスチックの大半が「弁当がら」です。



## 事業系ごみの実態



### 大規模建築物におけるごみ発生量・再利用率

令和元年度再利用計画書集計（平成30年度実績）

ごみの種類		発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
可燃物	①コピー・OA用紙	5,653.8	5,549.3	104.5	98.2%
	②機密文書	8,304.8	8,177.3	127.5	98.5%
	③雑誌・パンフレット・色付き紙	9,772.6	9,756.0	16.6	99.8%
	④新聞紙・折込チラシ	6,482.4	6,468.5	13.9	99.8%
	⑤段ボール	16,692.5	16,645.8	46.7	99.7%
	⑥ミックスペーパー	20,986.4	20,978.2	8.2	100.0%
	⑦その他紙類	27,264.3	23.2	27,241.1	0.1%
	紙類計	95,156.8	67,598.3	27,558.5	71.0%
厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）	30,782.4	8,825.8	21,956.6	28.7%	
その他	2,040.4	547.1	1,493.3	26.8%	
小計	127,979.6	76,971.2	51,008.4	60.1%	
不燃物	びん・缶・ペットボトル	15,719.6	15,719.5	0.1	100.0%
	廃プラスチック	20,347.9	16,668.2	3,679.7	81.9%
	その他	7,196.6	6,235.7	960.9	86.6%
小計	43,264.1	38,623.4	4,640.7	89.3%	
総合計	177,133.4	121,455.7	55,677.7	68.6%	

※総合計は可燃物・不燃物の小計に特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値。

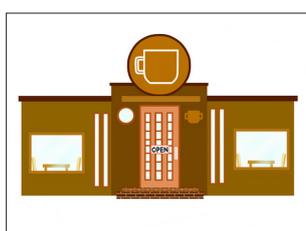
## 業種ごとのごみ発生量・再利用率

### ■ オフィス



	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
紙類計	74,309.2	55,844.1	18,465.1	75.2
可燃計	94,615.0	60,846.1	33,768.9	64.3
不燃計	29,466.5	26,317.7	3,148.8	89.3
合計	129,859.9	92,928.9	36,931.0	71.6

### ■ 店舗



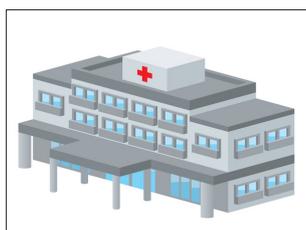
	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
紙類計	5,634.6	4,053.6	1,581.0	71.9
可燃計	7,651.4	4,775.5	2,875.9	62.4
不燃計	1,668.3	1,438.9	229.4	86.2
合計	9,319.8	6,214.4	3,105.4	66.7

### ■ ホテル



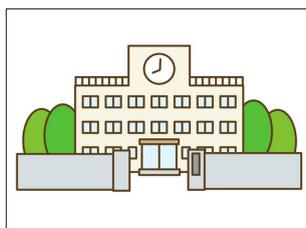
	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
紙類計	8,456.1	3,799.6	4,656.5	44.9
可燃計	17,131.1	7,338.6	9,792.5	42.8
不燃計	5,685.5	5,361.4	324.1	94.3
合計	22,829.6	12,700.6	10,129.0	55.6

### ■ 医療機関



	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
紙類計	1,178.2	662.0	516.2	56.2
可燃計	1,731.9	683.9	1,048.0	39.5
不燃計	798.8	535.7	263.1	67.1
合計	2,530.7	1,219.6	1,311.1	48.2

### ■ 学校



	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再生利用率 (%)
紙類計	3,031.7	1,829.6	1,202.1	60.3
可燃計	3,459.1	1,851.5	1,607.6	53.5
不燃計	3,151.0	2,706.8	444.2	85.9
合計	6,707.2	4,653.7	2,053.5	69.4

(令和元年度再利用計画書の前年度実績集計から抜粋)

※合計は、可燃と不燃を合算し、特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値（紙類計は可燃の内数）

※テナントビル内にオフィスと店舗が入居している場合は、その比率の大きい分類に計上。

※医療機関は、建築物全体が医療施設の物件。テナントビル内の診療所等は入居する建築物分類の内数で計上。



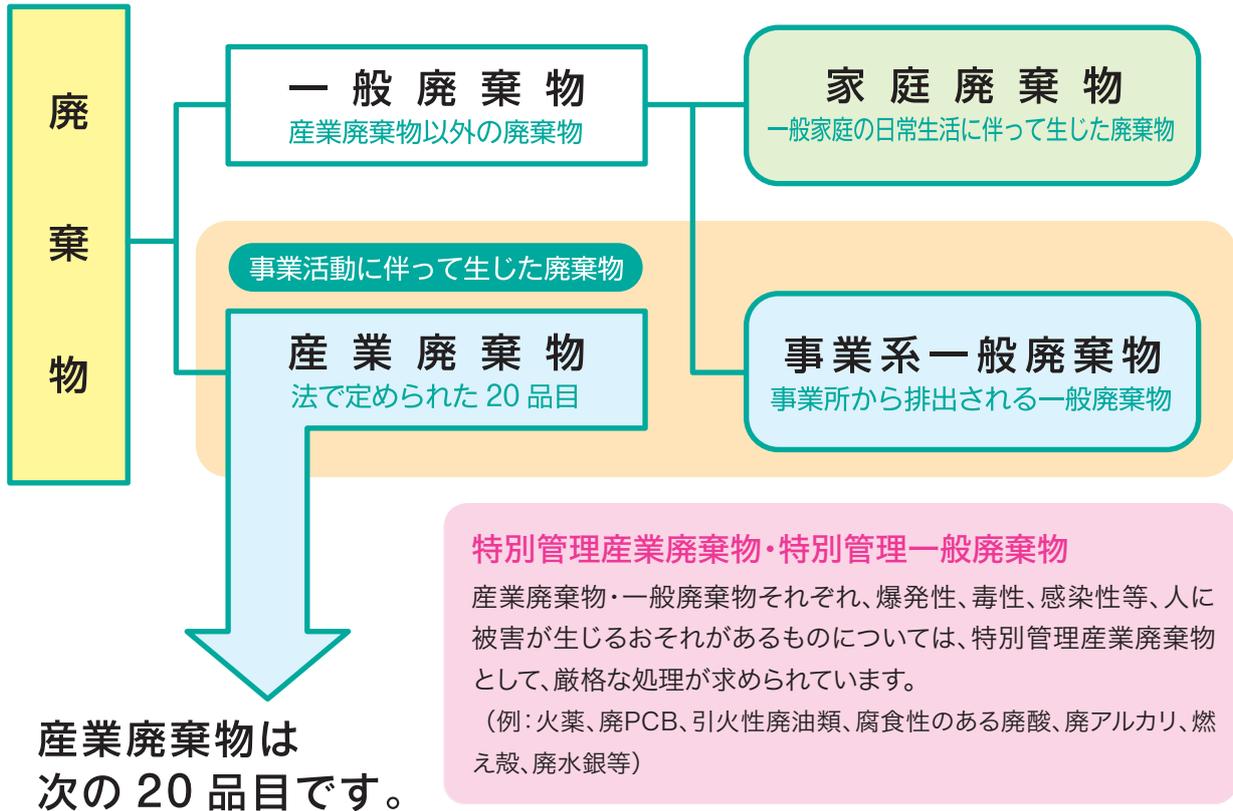
## 廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（廃棄物処理法第2条第1項）



## 廃棄物の種類

廃棄物の種類は図のように分類されます。（廃棄物処理法第2条第4項）



### あらゆる事業活動に伴うもの

- ① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ ゴムくず  
 ⑧ 金属くず ⑨ ガラスくず等 ⑩ 鋳さい ⑪ がれき ⑫ ばいじん

### 特定の事業活動に伴うもの

（例：製紙、印刷工場などで排出する紙くずなど）

- ⑬ 紙くず ⑭ 木くず ⑮ 天然繊維くず ⑯ 動植物性残さ ⑰ 動物系固形不要物  
 ⑱ 動物のふん尿 ⑲ 動物の死体

⑳：①から⑱までの産業廃棄物を処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの



## Q1 廃棄物管理票（マニフェスト）とは何ですか？

**A1** 廃棄物排出者は廃棄物の処理を業者に委託する際、最終処分までの流れを把握して、不法投棄などの不正処理を防止するため、マニフェストの交付が義務付けられています。

### (1) 産業廃棄物管理票

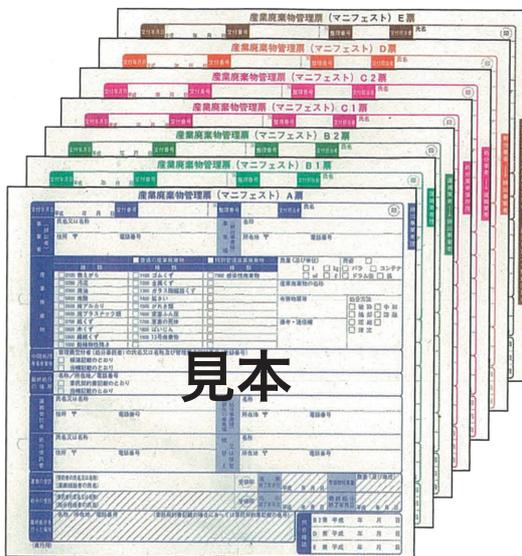
事業者は、その事業活動に伴って発生した産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、排出する量に関わりなく、運搬業者に産業廃棄物の種類及び数量、運搬・処分を受託した者の氏名等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。（廃棄物処理法第12条の3第1項）

### (2) 一般廃棄物管理票

事業系一般廃棄物を1日平均100kg（月平均3トン）以上排出する事業者が、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場等に、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託して運搬、搬入する場合には、「一般廃棄物管理票」の作成・保存が必要です。（条例第41条及び規則第28条～32条）

○産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）

○一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）



※排出事業者は、A票、B2票、D票、E票の4枚を保管

※排出事業者は、A票、D票の2枚を保管

○運搬・処分終了後、交付したマニフェスト伝票が戻りましたら、適正に処理されたことを確認して、5年間保存してください。



## Q2 ペットボトルや缶をリサイクルする場合、マニフェストは必要ですか？

**A2** ペットボトルは産業廃棄物に該当しますので、リサイクルするしないにかかわらずマニフェストが必要です。なお、缶を専ら物としてリサイクルする場合は、マニフェストを交付する必要はありません。

## Q3 リサイクルする紙類の契約や伝票は必要ですか？

**A3** 紙類をリサイクルするルートで排出する場合、排出量を把握し、適正に処理されていることの確認が必要なため、書面による取り交しが望まれます。  
※取り扱いが異なりますので、下記を参考にしてください。

### 専ら物の処理について

	収集運搬・処分		マニフェスト
	許可	契約書	
一般廃棄物の専ら物(古紙・古繊維)	不要	書面による取り交しが望ましい	不要
産業廃棄物の専ら物 (くず鉄(缶など)・空き瓶)	不要	必要	不要

## 水銀を含むごみの出し方について

平成 22 年 6 月以降、水銀を含むごみが清掃工場に持ち込まれ、自主規制値を超える水銀が検出されたことによって焼却炉を緊急停止する事態が発生しています。

焼却炉が停止すると、ごみの収集が遅れるなどの深刻な影響をもたらすばかりでなく、周辺環境への影響も懸念されます。

事業所から出される水銀を含むごみは、産業廃棄物ですので、産業廃棄物処理業許可を持ち、適正処理ができる業者に委託して処理してください。



# 廃棄物・リサイクルに関する法令

## 1. 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律

## 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

生活環境保全と公衆衛生向上のため、廃棄物の処理責任者、処理の方法、処理施設や処理業等を包括的に規制する法律

### 1. 事業者の責務（廃棄物処理法第3条）

- (1) **自己責任で処理** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において適正に処理すること。
- (2) **リサイクルを進める** 事業活動に伴って生じた廃棄物の**再生利用等を積極的に**行うことにより、その減量に努めること。
- (3) **国、都、区への協力** 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の**施策に協力**すること。

### 2. 区の責務（廃棄物処理法第4条）

- (1) 区は、区域内における**一般廃棄物の減量、適正な処理**に必要な措置を講じるように努めること。
- (2) 国、都、区は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、**国民、事業者の意識の啓発**を図るよう努めること。

## 3. 資源有効利用促進法

循環型社会形成に向けて事業者、消費者、行政が良好なパートナーシップを構築し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組むことを定めた法律（パソコン、二次電池など）

## 4. 個別品目の資源化の促進

- 容器包装リサイクル法** びん、缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器の製造、利用者などに、再利用を義務化した法律
- 食品リサイクル法** 食品関連事業者（食品の製造、販売事業者、レストラン、ホテルなど）に課せられる食品廃棄物の発生抑制、再利用に関する法律
- 家電リサイクル法** エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを義務化した法律
- 建設リサイクル法** 建設工事の受注者などに対し、一定規模以上の工事から出る廃棄物のリサイクルを定めた法律
- 自動車リサイクル法** 自動車の廃棄時にリサイクルをすることを義務化した法律
- 小型家電リサイクル法** 携帯電話、デジタルカメラ等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律



## プラスチック製弁当容器

現在 23 区では、社員等が排出するプラスチック製弁当容器などを「中防不燃ごみ処理センター」に一般廃棄物として搬入することを認めています。しかし、埋立処分場を一日でも長く使うため産業廃棄物としてリサイクルされることが理想です。

## ペットボトル

事業所からペットボトルを排出する場合は、産業廃棄物の廃プラスチックの分類となります。産業廃棄物としての処理手順を踏み、リサイクルするようにしてください。

## 家電

事業所から排出される家庭用のエアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、保冷庫、保温庫、冷温庫は家電リサイクル法に基づいてリサイクルをしてください。

※業務用機器は産業廃棄物として適正処理してください。

## 小型家電

事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合は、分別して排出し、再資源化を適正に実施できる認定を受けた業者に引き渡すようにしてください。

## パソコン

事業所で使用したパソコンは、製造メーカーが回収しリサイクルします。廃棄する際は製造メーカーに相談してください。

## 小型充電式電池

事業者などで使用済みの小型充電式電池は、電池の種類（ニッケル水銀電池、ニカド電池、リチウム電池）に分別しリサイクルに出してください。

## グリーン購入法

グリーン商品（環境負荷の少ない製品）の調達を、国や自治体、事業者及び国民に対し義務付け、購入努力等を定めた法律で、商品ごとに判断基準・配慮項目を定めています。



# 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例



## 対象となる事業用大規模建築物 (条例第 14 条及び規則第 8 条)

延床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物が対象です。

※住宅がある場合は居住部分は除きます。



## 事業用大規模建築物の所有者の義務 (条例第 14 条)

### (1) ごみの減量

再利用を促進することなどによって、事業系一般廃棄物を減量する。

### (2) 廃棄物管理責任者の選任

廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出ること。

### (3) 再利用計画書の提出

大規模建築物における再利用に関する計画書を作成し、区長に提出する。(裏表紙参照)

### (4) 保管場所の設置

事業用大規模建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するように努める。



所有者

### ● 廃棄物管理責任者の役割 (指導要綱第 5 条)

- ごみの種類や量の把握
- ごみ減量、リサイクルの促進
- 適正処理のチェック
- テナント・社員の指導
- 行政と所有者との連絡調整

### ● 廃棄物管理責任者の要件 (指導要綱第 7 条)

- 講習会または e ラーニングでの受講が必要です。
- \* 選任から 6 か月以内
- \* 3 年ごとの受講



廃棄物管理責任者

\* e ラーニングの受講は Web サイト

「千代田区大規模建築物廃棄物管理責任者 e ラーニング講習」をご覧ください。

千代田区 廃棄物管理責任者 e ラーニング

検索

\* 選任届で講習会に参加を希望された方には、開催のご案内をいたします。



## テナントの責務 (条例第 14 条)

大規模建築物で事業を営む事業者の方は、ごみ減量について所有者に協力しなければなりません。

- ごみ減量活動の実践
- ごみ、資源の分別排出



テナント・社員など